

# 令和7年度 埼玉県立熊谷工業高等学校 生徒募集要項

〒360-0832 埼玉県熊谷市小島 820 番地  
TEL 048-523-3354(代表) FAX 048-520-1061  
H P <https://kumagaya-th.spec.ed.jp>

## 1 募集人員

全日制課程（共学）

学科名	電気科	建築科	土木科	機械科	情報技術科
定員	40名	40名	40名	80名(1)	40名

\*募集人員欄の( )内の数字は、転居等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

## 2 出願資格

次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和7年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和7年度進級予定者は出願できない。

- 令和7年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- 志願者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。
  - 全日制の課程を志願する者は、本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
  - 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者
  - 通信制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地（在学地）を有することが確実な者
  - 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者
  - 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長（県立高等学校の定時制の課程及び通信制にあっては、志願先高等学校、市立高等学校にあっては、当該各市教育委員会）が出願資格を認定した者

## 3 出願手続

### (1) 出願手続

原則、以下のア～ウがすべて完了した時点をもって、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

- 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認・承認をする。

ア、イを行うことができる期間  
令和7年1月27日（月）正午 から 2月10日（月）正午まで

ウ 入学選考手数料を、以下の通り納付する。

県立高等学校への志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円）を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。一度納付した入学選考手数料及び電子収納にかかる手数料は返還しない。

### (2) 出願書類

#### ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

#### イ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

#### ウ 自己申告書

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、本校校長に提出する。また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力をする。なお、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に出願できる者は、令和7年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、出願に該当すると認めた者とする。

(3) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(7) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(7) -1 中学校がまとめて郵送する場合	(7) -2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とする。	令和7年2月13日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

(4) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(4) -1 志願者が郵送する場合	(4) -2 志願者が持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等を同封する。	調査書、その他必要な書類等を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とする。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木） を配達指定日とする。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。  (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおアの(7)により、中学校がまとめて出願する場合、出願書類等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

## 4 第2志望

全学科で相互に第2志望を認める。第2志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

## 5 志願先変更

### (1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和7年2月18日(火) 午前9時から2月19日(水) 午後4時まで (書類提出期間) 令和7年2月18日(火) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 19日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
---

ただし、上記期間に書類の提出ができない場合には、事前に高等学校に連絡し、20日(木) 午前9時から正午までの間に提出すること。

### (2) 志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力を行い出願書類を提出する。

#### ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) 県立高等学校の定時制の課程から県立高等学校の全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。

(ロ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。

(ハ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

#### イ 出願書類の提出

##### (ア) 志願先変更証明書

a 本校から他の学校へ志願先変更する場合は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)を本校校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに志願した高等学校に持参により、出願書類を提出すること。

b 他の学校から本校へ志願先変更を希望する場合は、志願先変更証明書(様式9)、調査書等を持参により提出すること。

##### (イ) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

### (3) 同一校内の学科間等における志願先変更

本校の学科間等において志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)を本校校長に持参により提出すること。また、電子出願システムの案内に従い、出願手続きをとること。

### (4) 第2志望(第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。)のみの変更

(3)による。

### (5) 受験票の交付

2月20日(木) 午後1時以降に各自で印刷する。

## 6 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

## 7 学力検査

(1) 志願者は、令和7年2月26日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は、「10 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とし、集合時刻などの詳細は、受験票に記載されたURLから「受検上の注意」を確認すること。

## 8 面接(不登校の生徒などを対象とした特別な選抜)

期日	令和7年2月27日(木)
集合時間・場所	午前8時45分 本校事務室玄関
方法	個人面接

詳細は、学力検査当日に対象者に別途通知する。

## 9 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和7年3月6日(木) 午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで実施する。URL等は別に定める。

- (2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日(木)に、受検票を持参し、本校で交付書類を受け取ること。なお、受付は午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出すること。

## 10 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日(月)に実施する追検査を受検することができる。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
- イ 一部受検者(※1)
- (※1)一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」(様式16)を令和7年2月27日(木)正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。志願者は、「追検査受検承認証」を追検査当日に持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和7年3月3日(月)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。

## アクセスマップ



〒 360-0832 埼玉県熊谷市小島820番地

TEL 048-523-3354 (代表) FAX 048-520-1061